

赤平市通学路交通安全プログラム

(通学路の安全確保に関する取組の方針)



平成26年10月

赤平市教育委員会

赤平市通学路安全推進連絡会

1. 通学路交通安全プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、赤平市では平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施いたしました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「赤平市通学路交通安全プログラム」を策定するものであります。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進連絡会の設置

本プログラムの具現化及び関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとする「赤平市通学路安全推進連絡会」を設置します。

- ・赤平市教育委員会学校教育課
- ・茂尻小学校 ・豊里小学校 ・赤間小学校
- ・赤平中学校 ・赤平中央中学校
- ・北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所
- ・北海道札幌方面赤歌警察署
- ・赤平市建設課 ・赤平市市民生活課

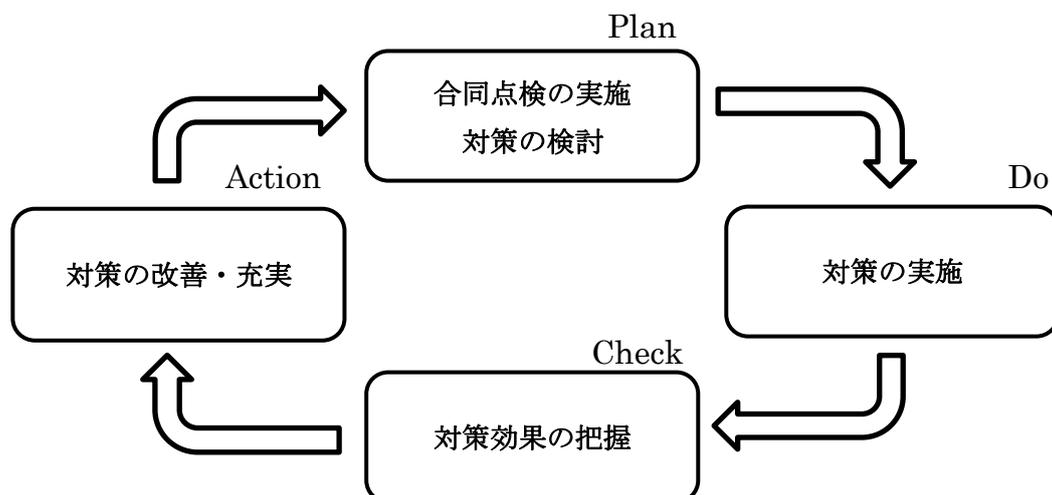
3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策実施後の効果把握を行うと伴に、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、通学路の安全性向上を図っていきます。

【赤平市通学路安全確保のPDCAサイクル概要】



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

- ・市内の各小中学校は、通学路の点検を実施し交通安全の観点から危険性が認められる箇所を抽出します。
- ・各小中学校は点検の結果判明した危険箇所を、通学路安全推進連絡会に報告します。
- ・通学路安全推進連絡会において重点課題を設定し、効率的かつ効果的な合同点検を毎年実施します。なお、通学路の変更箇所や周辺交通環境に変化のあった箇所は、重点的に対応します。
- ・合同点検時は、地域の実情に応じて住民等も参加できるようにします。
- ・積雪時の危険箇所については、関係機関の情報や積雪状況に応じてその都度対応します。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置などのハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策を対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を確認するため、児童生徒や保護者へ意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を図ります。

(6) 対策の改善。充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小中学校ごとの「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。